



基安安発第0809001号
平成18年8月9日

山梨労働局労働基準部安全衛生課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安全課長
(契印省略)

クレーン製造許可に係る疑義について

平成18年8月3日付け事務連絡をもって照会のあった標記については、貴見のとおりとする。

基安安発第0809002号

平成18年8月9日

都道府県労働局労働基準部安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安全課長
(契印省略)

クレーン製造許可に係る疑義について

標記について、山梨労働局労働基準部安全衛生課長からの別紙甲の照会に対し、別紙乙のとおり回答したので了知されたい。

事 務 連 絡
平成18年8月3日

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長 殿

山梨労働局労働基準部安全衛生課長
(契印省略)

クレーン製造許可に係る疑義について

今般、当局管内のクレーン製造事業場より寄せられた下記の間に対しては、下記の答により回答してよろしいか、お伺いします。

記

問 国内A社がクレーンの設計及び機械部分の製作を行い、当該設計に基づき国外B社が製作したガーダ、サドル等の構造部分を輸入し、機械部分及び構造部分をA社が組立てる場合において、製造許可申請は誰が行うべきか。

答 A社が製造許可申請を行うものとする。

なお、A社が製造許可申請を行う際には、B社の検査設備及び工作責任者がクレーン等製造許可基準に適合することを証する資料を、クレーン製造許可申請書に添付させることとする。

別紙乙

基安安発第 0809001 号

平成 18 年 8 月 9 日

山梨労働局労働基準部安全衛生課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安 全 課 長

(契印省略)

クレーン製造許可に係る疑義について

平成 18 年 8 月 3 日付け事務連絡をもって照会のあった標記については、貴見のとおりとする。